

# SSC卓球同好会規約

## 第1条 名称およびチームカラー

本会は、SSC卓球同好会（以下「SSC」という。）と称する。（SSCとは、スピード・スピード・コントロールを意味し、それらを自在に操れるよう努力する者の集う同好会にしたいと願いを込めている）また、チームカラーは「オレンジ」を基調とする。

## 第2条 所在

本会は、本会の代表者の住所を所在地として活動する。

## 第3条 目的

本会は、大衆スポーツのひとつである卓球を通じて、余暇の善用と会員相互の親睦と卓球技術の向上を目的とする。

## 第4条 会員組織

本会員は、次をもって組織する。

1. 横須賀・三浦市居住者およびその周辺居住者
2. 中学生以上
3. 卓球経験者（1年以上）

## 第5条 役員組織

本会は、次の役員を置く。代表者は本会の諸活動を統括し、事務局は代表者を補佐し代表者が事故あるときは代表者の代理として任務を遂行する。

1. 代表者 1名
2. 事務局 2名（男女各1名によって構成する）
3. 会計担当 1名
4. 練習責任者 1名以上（若干名・代表者が認めた者のみ）

## 第6条 役員の任期

毎年定期総会から翌年の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠

員が生じた場合は、役員会において後任者を推薦し、代表者がこれを委嘱する。

#### 第7条 総会

1. 総会は、本会員全員で構成する。
2. 総会は、年1回(3月～4月)開催し、次の事項を審議する。
  - (1)今期の活動報告と会計報告 (2)次期役員の選任 (3)規約の改正 (4)その他本  
会運営上必要と認める重要事項
3. 総会の議長は、代表者が務め、出席者の過半数により議決を行う。ただし、本会の規約を改正するには、出席者(委任状含む)の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 第8条 役員会

1. 役員会は、第5条に定める役員で構成する。
2. 代表者は、定期役員会を毎年定期総会の前月、定期総会の翌月に開催し、定期総会付議事項および本会運営上必要と認める重要事項を審議する。なお、必要に応じて臨時役員会を招集することができる。
3. 役員会の議長は、代表者が務め、出席者の過半数により議決を行う。

#### 第9条 会計

本会の収入は、次のとおりとする。

1. 本会員の入会金、年会費
2. その他の収入
3. 入会金、年会費は、次のとおりとする。
  - (1) 入会金 共通 2,000 円  
※ 入会金(主に協会登録料。次年度より、実費とする。)
  - (2) 月会費 一般 1,000 円 学生(中学校生以上) 500 円  
※ 月会費(ボール代、通信代、その他雑貨、ユニホーム・懇親会積立等)
4. 会費は6ヶ月前納込みとする。

5. 会費は3月末日に4月分から9月分まで、9月末日に10月分から翌年3月分までを徴収する。
6. 新規入会者の月会費の徴収は上期入会については、入会月から9月分まで、下期入会については、入会月から3月分までとする。
7. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終了とする。会計年度の終了時には事務局が会計監査を行い、定期総会において会計担当役員が会計報告を行う。
8. その他 会費を6ヶ月間未納の会員は、自然退会とする。

#### 第10条 帳簿

本会は、次の帳簿を備えつける。

1. 会員名簿（代表者が管理）
2. 会計簿（会計担当が管理）
3. 規約関係綴り（代表者が管理）
4. その他必要と認められる帳簿（代表者が管理）

#### 第11条 加入

本会の加入は、次のとおりとする。

1. 本会は、毎年4月に希望者のみ自己負担でスポーツ障害保険に一括して加入する。  
なお、スポーツ保険に加入しない会員については、事故および怪我については自己責任とする。
2. 本会は、横須賀市に在住する会員は横須賀卓球協会に加入するものとする。
3. 本会は、神奈川卓球協会への加入は本会員の任意とする。

#### 第12条 見学者および体験入会者の対応

見学者および体験入会者（以下「ビジター」という。）の受け入れに当たっては次のとおりとする。

1. 代表者は事前にビジターから練習参加目的を確認する。

2. 代表者は事前に当日の練習責任者にビジターが参加することと、参加目的を告げる
- こと。
3. 練習責任者は、当日の練習参加者にビジターの氏名や参加目的などを紹介するとともに、本会員に迷惑をかけないなどの了解を得ること。
4. ビジターの練習参加料金は1回1000円（学生500円）とする。
5. ビジターの入会に当たっては、練習に支障をきたさない妥当な会員数（20名程度）を越えないことを念頭に、入会者の技量や練習に対する姿勢などを踏まえた上で代表者が判断する（役員会において適宜審議）。

### 第13条 外部実力上位者の参加

本会への外部実力上位者（以下「ゲストコーチ」という。）参加は次のとおりとする。

#### 1. 目的

- (1) 本会員の卓球技術の向上を図り、本会活動でのより質の高い満足感を味わう。
- (2) 本会員の本会活動への意欲を高める。
- (3) 練習責任者の指導技術の向上に生かす。

#### 2. 取扱い

- (1) S S C代表および練習責任者の認めた者。
- (2) 練習責任者とゲストコーチと意思の疎通を十分に行い、指導方針等で本会員の混乱を招かないようにする。
- (3) 練習は練習責任者が中心になって行い、ゲストコーチは練習責任者に協力して本会員を指導してもらう。
- (4) 謝礼等については、役員との連携を図ると共に予めゲストコーチと確認する。

### 第14条 附則

平成年25年3月1日に制定された本規約は、平成25年3月1日をもって施行する。

以上